

○宮古島市個人情報保護法施行条例施行規則

令和5年3月23日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市個人情報保護法施行条例（令和5年宮古島市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱業務の届出)

第2条 条例第5条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の収集等の開始年月日
- (2) 個人情報の収集の方法及び時期
- (3) 個人情報の記録の形態
- (4) 通信回線による電子計算機の結合を行うときは、その旨
- (5) 個人情報の経常的な目的外利用等の相手先
- (6) その他市長が定める事項

2 条例第5条第1項の規定による届出は、個人情報取扱業務届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第5条第2項の規定による届出は、個人情報取扱業務（廃止・変更）届出書（様式第2号）により行うものとする。

4 条例第5条第4項の規定による報告は、個人情報取扱業務届出報告書（様式第3号）により行うものとする。

5 条例第5条第5項の規定による公表は、告示及び閲覧により行うものとする。

(費用の納入)

第3条 条例第6条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用の額	複写機によりB5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円（両面複写、拡大・縮尺複写、カラーコピーは原則として行わない。）
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

備考

用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。